

瀬戸旭休日急病診療所



お知らせ

平成29年8月から休日救急医療の体制が変わります。

この地域の休日における1次救急医療については、昭和28年から当医師会の在宅輪番制にて対応してまいりましたが、時代の変化に対応し平成29年8月から両市により瀬戸旭医師会館敷地内（瀬戸市西長根町7番地）に瀬戸旭休日急病診療所を整備し、拠点化を図り、当医師会がこの休日急病診療所の管理・運営をすることとなりました。

今後、日曜日、祝日及び年末年始の内科及び小児科の1次救急は、休日急病診療所での診療となりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

概 要

- ・瀬戸市、尾張旭市では瀬戸旭休日診療所で1次救急を行っております。
- ・瀬戸旭休日診療所への受診は内科および小児科の急病患者に限ります。

時間が御座いましたら下記をお読み下さい。

皆様、救急医療は重症度により1、2、3次救急に分れているのをご存じでしょうか。急病にかかられた患者様にとっては、どの重症度に当てはまり、どの医療機関に行けば良いのか、迷われることと思います。大まかになりますが、1次救急は入院を必要としない、2次救急は入院を必要とする、3次救急は多くの場合救急車を要請し、一刻も早く治療を行なわないと命に関わる状態の方々になります。当医師会では、その中でも1次救急（初期救急）を担っております。

またもう一つ、大切な業務として重症度の判断を行っております。通常は感冒や軽いケガの方を対象しておりますが、入院が必要で有ると判断した場合は、適切な高次医療機関の専門科に紹介しております。どの医療機関に受診すれば良いか分からなくても、まずは瀬戸旭休日診療所にご来院頂くか、電話にてご連絡、お問い合わせ下さい。適切に対応させていただきます。

患者様方にはご理解頂きたいことが二つ御座います。一つ目は救急車が行き場を失う、いわゆる「たらい回し」です。原因の一つに高次医療機関に1、2、3次救急全ての患者様が大勢来院され対応仕切れなくなっていることが上げられております。1次救急の患者様を当医師会で対応し、高次医療機関に少しでも協力していきたいと考えております。

二つ目は「待ち時間の長さ」です。ご自分の仕事などの都合のみで時間外に受診されますと、大勢の患者様を長い時間つらい状況でお待たせしてしまいます。急性期の病気の多くは休養が第一です。仕事を休まず倒れてしまつては元も子も有りません。早めに仕事を

切り上げ診療時間内にかかりつけ医へ受診しその日はゆっくりと養生して下さい。

この地域の救急医療を維持するためには地域の皆様のご協力が不可欠です。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

救急医療担当 理事 大竹一生

診療日：日曜日・国民の祝日・年末年始の休日

診療時間：午前9：00～12：00（受付時間：午前8時45分～11時30分）

午後2：00～5：00（受付時間：午後1時45分～4時30分）

診療科目：内科・小児科

場所：瀬戸市西長根町7番地

周辺地図



アクセス

自動車 駐車場：46台（うち車いす用2台）

○国道363号線 長根交差点 東へ約150m

名鉄バス

○長根バス停 西へ約120m